

事業所省エネ化促進支援事業

1. 目的

原油価格高騰等の影響を受ける市内事業者の長期的な固定費削減のため、省エネルギー機器の導入や断熱効果の高いリフォームを行う市内事業者に対し、その整備に要する経費の一部を補助します。

2. 申請期間

令和4年8月12日（金）まで

3. 概要

<p>補助対象者</p>	<p>以下のすべてを満たす者が補助対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内に本社又は主たる事業所を有する事業者 ② 市税の滞納がないこと
<p>補助対象要件</p>	<p>実施する事業によって、補助対象となる要件が異なります。 機器購入費、設置工事・リフォーム工事費が補助対象となります。</p> <p>① 既設のエアコン・照明器具・電球・冷蔵庫・冷凍庫を省エネ機器に<u>入替える事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 家庭用エアコンの場合は10年間以上使用していること ※ 照明器具・電球は<u>非LEDからLEDへの入替えのみ</u>を対象とする <p>以下のすべてを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 自己が使用している市内事業所に設置すること イ 入替え前の機器に比べて、省エネ化が図られる入替えであること ウ 新たに設置する機器が、下記の省エネ基準のいずれかを満たしていること <ul style="list-style-type: none"> (1) 経済産業省資源エネルギー庁の定める統一省エネラベル」の「<u>省エネ基準達成率</u>」<u>100%以上</u>であること (2) 業務用パッケージエアコンは、「<u>2015年度省エネ目標基準達成商品</u>」又は「<u>グリーン購入法調達基準適合商品</u>」であること <p>② 断熱効果の高いリフォームを行う事業</p> <p>以下のすべてを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 自己が使用している市内事業所のリフォームであること イ 壁への断熱工事、ペアガラス設置工事、二重サッシ設置工事、ウレタン吹付工事等 <ul style="list-style-type: none"> ※ リフォーム前後で施工したことが視覚的に分かるものであること (例：ガラスにフィルムを貼る、ガラスコーティングをする等は対象外) <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 令和4年4月1日以降実施の事業が対象となります イ ①、②ともに要件を満たせば、併用することも可能ですが、<u>申請は1事業者、1回限り</u>です ウ 補助上限額は、①・②それぞれに定める通りとし、①と②を併用する場合は、<u>総額200万円</u>を補助上限額とします エ <u>令和5年2月末までに購入・設置工事まで完了すること</u> オ 機器の購入・設置、リフォーム工事は<u>市内に本社がある事業者への発注</u>とします。ただし、納期・工期等の事情により、期間内に事業が完了できない場合は、その限りではありません カ 最低事業費は <u>10万円</u>とします



	キ 「令和2年度事業所版リフォーム事業」及び <u>国県の補助事業等</u> で導入したものの入替えは対象外 ク 施設の <u>新設・増設</u> にかかるものは除く		
交付額	事業内容	補助上限額	補助率
	既設の機器を省エネ機器に入れ替えるもの	50万円	(消費税分を除く) かかった経費の1/2
	断熱効果の高いリフォームを行うもの	200万円	

4. 申請方法

(1) 申請書類等の入手方法

① 十日町市ホームページからダウンロード

<https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/sangyokankobu/sangyoseisakuka/1/gyomu/7405.html>

② 市役所窓口

十日町市役所 産業政策課

※開庁時間は午前8時30分から午後5時15分までです(土日祝日を除く)。

電話：025-757-3139

(2) 申請方法

申請書に必要書類を添えて提出してください。

(添付書類)

- ・事業計画書(別紙1)
- ・補助対象事業の見積書
- ・補助対象事業が補助要件を満たすことを確認できるもの(統一省エネラベル・カタログ等)
- ・既存機器又はリフォーム前の状況を確認できる写真
- ・納税証明書

(提出先)

〒948-8501

十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市役所 産業政策課

5. 補助金交付までの流れ

- (1) 購入機器やリフォーム工事の見積書を入手し、様式第1号に必要な書類を添付して申請してください。
- (2) 申請を受付け後、内容を審査し、「適格(不適格)通知書」を送付します。
※ 「適格(不適格)通知書」が届き次第、機器の購入・リフォーム工事を始めていただいて構いません。
ただし、(2)で補助金の交付金額が変更となる場合があります。
- (3) 申請受付を締切り次第、内容を審査し、一括で交付決定を行います。
※ 申請額の合計が予算を超過した場合、申請額に応じて按分した金額を交付決定額とします。
- (4) 補助事業を実施後、「実績報告書兼請求書」を提出してください(請求書・領収書・施工後の写真の添付が必要です)。
- (5) 内容を審査し、概ね2週間程度で指定口座へ振込みます。
- (6) 「実績報告書兼請求書」の受理後、2週間を経過しても支給(不支給)に関する通知が来ない場合は、十日町市役所 産業政策課(電話番号：025-757-3139)へお問い合わせください。



お問合せ先：十日町市産業政策課 産業振興係 (025-757-3139)